

教育委員会定例会事項書

平成30年9月19日(水)

13:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 原 田 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 21 号 平成30年度教育功労者表彰について

議案第 22 号 職員の人事異動(事務局)について

議案第 23 号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 24 号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

4 報 告 題

報告 1 障がい者雇用の取組について

報告 2 事務局職員の人事異動報告について

報告 3 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

平成30年9月6日(木)

開会 9時30分

閉会 10時37分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、岩崎委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 黒田委員

4 採択議案の件名

議案第18号 職員の人事異動(市町立小中学校)について

議案第19号 職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案(職員等の旅費に関する条例関係)

議案第20号 三重県文化財保護審議会委員の任命について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について

報告2 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

報告3 平成31年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について

報告4 平成31年度使用小学校用教科用図書及び中学校用「道徳」教科用図書の各採択地区における採択について

報告5 平成30年度三重県中学校総合体育大会の結果について

報告6 第40回東海中学校総合体育大会の結果について

報告7 平成30年度全国中学校体育大会の結果について

報告8 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第23号

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

平成30年9月19日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項第1号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状の更新等に関する規則(平成二十一年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「国又は県市町(以下第七条第一号において「国等」という。)」を「国、県市町又は国立大学法人三重大学」に改める。

第五条第一号中「県市町の職員」を「県市町又は国立大学法人三重大学の職員」に改める。

第七条中「及び改正省令附則第十条第一項第四号」を削り、同条第一号中「国等の職員」を「国、県市町又は国立大学法人三重大学の職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 県市町が設置する学校の教育職員であつた者で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き県市町又は国立大学法人三重大学の職員として在職している者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として教育長が別に定める者

二 教育職員であつた者で、県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園を設置する学校法人又は社会福祉法人の理事

別表の備考二及び三を次のように改める。

一 免許法施行規則第六十一条の十の規定による有効期間更新証明書等の交付を受けた者は当該証明書を提出するものとする。

なお、当該証明書に記載された免許状については、その免許状の写し又は授与証明書の提出を省略できるものとする。

二 改正省令附則第十五条の規定による更新講習修了確認証明書等の交付を受けた者は当該証明書を提出するものとする。

なお、当該証明書に記載された免許状については、その免許状の写し又は授与証明書の提出を省略できるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

- (1) 教員籍の者で、人事交流により国立大学法人三重大学教職大学院の職員となるため县市町を割愛退職後、引き続き同大学院で専任教員として勤務する者について、その職務内容に鑑みて、教育職員免許状の更新講習を受ける必要のない者等として扱うため、規則の一部改正を行うものです。
- (2) 教員免許状の有効期間更新・延長・免除及び更新講習修了確認・延期・免除（以下「更新等」という。）申請時における必要書類について、所有する免許状の写し又は授与証明書の提出を求めています。2回目以降の更新等の申請の際、前回の更新等にかかる証明書に記載がある免許状については、当該免許状の写しまたは授与証明書の提出を省略できるよう手続きの簡素化を図るため、規則の一部改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 「更新講習を受講できる教育の職」、「更新講習の修了確認を受けなければならない教育の職」及び「更新講習を受ける必要がない教育の職」として免許管理者（県教育委員会）が定める者の中に、县市町が設置する学校の教育職員であった者で、县市町教育委員会の要請に応じ、引き続き国立大学法人三重大学の職員として在職している者で、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として教育長が別に定める者を含めることとします。
- (2) 別表備考2及び備考3において、更新等にかかる証明書の交付を受けた者は申請書類として当該証明書を提出するよう定めていますが、当該証明書に記載されている免許状については、当該免許状の写し又は授与証明書の提出を省略することができるよう規定を追加します。
- (3) その他規定を整備します。

3 施行期日

公布の日から施行します。

○教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する三重県教育委員会規則案新旧対照表

改正案	現行
<p>(講習を受講できる教育の職)</p> <p>第三条 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 県市町が設置する学校の教育職員であつた者で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き国、県市町又は国立大学法人三重大学の職員として在職している者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として教育長が別に定める者</p> <p>二 (略)</p> <p>(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)</p>	<p>(講習を受講できる教育の職)</p> <p>第三条 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 県市町が設置する学校の教育職員であつた者で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き国又は県市町(以下第七条第一号において「国等」という。)の職員として在職している者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として教育長が別に定める者</p> <p>二 (略)</p> <p>(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)</p>
<p>第五条 改正省令附則第三条第三号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 県市町が設置する学校の教育職員であつた者で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き県市町又は国立大学法人三重大学の職員として在職している者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として教育長が別に定める者</p> <p>二 (略)</p> <p>(免許状更新講習を受ける必要がない教育の職)</p>	<p>第五条 改正省令附則第三条第三号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 県市町が設置する学校の教育職員であつた者で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き県市町の職員として在職している者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として教育長が別に定める者</p> <p>二 (略)</p> <p>(免許状更新講習を受ける必要がない教育の職)</p>
<p>第七条 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 県市町が設置する学校の教育職員であつた者で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き国、県市町又は国立大学法人三重大学の職員として在職している者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として教育長が別に定める者</p> <p>二 (略)</p>	<p>第七条 免許法施行規則第六十一条の四第四号及び改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 県市町が設置する学校の教育職員であつた者で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き国等の職員として在職している者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として教育長が別に定める者</p> <p>二 (略)</p>
<p>2 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p>	<p>(新設)</p>

<p>一 県市町が設置する学校の教育職員であった者 で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き 県市町又は国立大学法人三重大学の職員として 在職している者であつて、学校教育又は社会教 育に関する専門的事項の指導等に従事している 者として教育長が別に定める者</p> <p>二 教育職員であった者で、県内の幼稚園、小学 校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教 育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ど も園を設置する学校法人又は社会福祉法人の理 事</p> <p>別表（第九条、第十条関係） （略）</p> <p>備考</p> <p>一 （略）</p> <p>二 免許法施行規則第六十一条の十の規定によ る有効期間更新証明書等の交付を受けた者は 当該証明書を提出するものとする。 なお、当該証明書に記載された免許状につ いては、その免許状の写し又は授与証明書の 提出を省略できるものとする。</p> <p>三 改正省令附則第十五条の規定による更新講 習修了確認証明書等の交付を受けた者は当該 証明書を提出するものとする。 なお、当該証明書に記載された免許状につ いては、その免許状の写し又は授与証明書の 提出を省略できるものとする。</p>	<p>一 県市町が設置する学校の教育職員であった者 で、県市町教育委員会の要請に応じ、引き続き 県市町又は国立大学法人三重大学の職員として 在職している者であつて、学校教育又は社会教 育に関する専門的事項の指導等に従事している 者として教育長が別に定める者</p> <p>二 教育職員であった者で、県内の幼稚園、小学 校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教 育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ど も園を設置する学校法人又は社会福祉法人の理 事</p> <p>別表（第九条、第十条関係） （略）</p> <p>備考</p> <p>一 （略）</p> <p>二 免許法施行規則第六十一条の十の規定によ る有効期間更新証明書等の交付を受けた者は 当該証明書を提出するものとする。 なお、当該証明書に記載された免許状につ いては、その免許状の写し又は授与証明書の 提出を省略できるものとする。</p> <p>三 改正省令附則第十五条の規定による更新講 習修了確認証明書等の交付を受けた者は当該 証明書を提出するものとする。 なお、当該証明書に記載された免許状につ いては、その免許状の写し又は授与証明書の 提出を省略できるものとする。</p>
---	---

議案第24号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

平成30年9月19日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案
公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員
会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二基本額の欄中「六、三六〇円」を「六、五六〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

非常勤の助手の報酬について、最低賃金の改定を踏まえ、額の改正を行う。

2 改正内容

非常勤の助手の基本額

1日につき6,560円(改定前6,360円)

3 施行期日

平成30年10月1日

○公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案会規則案新旧対照表

改正案				現行			
別表第二（第三条関係） 非常勤の講師等手当額表				別表第二（第三条関係） 非常勤の講師等手当額表			
職種	学歴免許資格経験等	基本額	加算額	職種	学歴免許資格経験等	基本額	加算額
（略） （略）	（略）	（略）	（略）	（略） （略）	（略）	（略）	（略）
		（略）				（略）	
		（略）				（略）	
		（略）				（略）	
	（略）	（略）	（略）		（略）		
	（略）	（略）	（略）		（略）		
非常勤の 助手	教育長が別に定め る。	一日につ き六、五 六〇円		非常勤の 助手	教育長が別に定め る。	一日につ き六、三 六〇円	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
備考 一 （略） 二 （略） 三 （略）				備考 一 （略） 二 （略） 三 （略）			

報告 1

障がい者雇用の取組について

障がい者雇用の取組について、別紙のとおり報告する。

平成30年9月19日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

1875
1876

県教育委員会における障がい者雇用の取組について

平成 30 年 9 月 19 日

教職員課

1 経緯

県教育委員会では、平成 19 年度から毎年 6 月に「障がいのある教職員の状況調査」（以下「状況調査」という。）を実施しています。この状況調査では、教職員が有する身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の内容に基づき、「年齢、障がいの種別及び程度、級、区分」を「調査用紙」に記入し、所属長に提出することとしています。このように、該当者が手帳の内容に基づき記入することとしていることから、厚生労働省のガイドラインに基づく手帳の確認に相当するものと捉えていました。

そのため、本年 8 月、中央省庁や自治体における障がい者雇用率の誤りが明らかになった際にも、ガイドラインに則り算定しているものと考えていました。

その後、全庁的にガイドラインの徹底と確認を行うとの方針が示され、国の全国調査が実施されるということも踏まえ、県教育委員会としては、8 月 30 日から、平成 29 年 6 月 1 日現在及び平成 30 年 6 月 1 日現在で三重労働局に報告した、県教育委員会の障がい者雇用率の対象とした教職員に、あらためて所属長を通じて、本人の同意のもと、対象者に手帳の原本または写しを提示させて、手帳の保有の有無とその内容を確認しました。

その結果、手帳を有していない者を誤って対象者としていたことが判明し、その人数は、平成 29 年 6 月分が 43 人、平成 30 年 6 月分が 34 人でした。

2 手帳の保有状況の再確認結果

○ 平成 29 年 6 月 1 日現在（法定雇用率 2.2%）

	障がい者数	雇用率	手帳を有していなかった者	手帳の有無を確認できなかった者(※)
当初	201 人	2.41%		
再確認	157 人	1.97%	43 人	1 人

○ 平成 30 年 6 月 1 日現在（法定雇用率 2.4%）

	障がい者数	雇用率	手帳を有していなかった者	手帳の有無を確認できなかった者(※)
当初	208 人	2.50%		
再確認	173 人	2.14%	34 人	1 人

※病気休職中で、本人の病状により手帳の保有状況を確認できなかったもの

3 手帳を有していない者を計上した理由

- ・ 状況調査は、手帳の内容に基づき「年齢、障がいの種別及び程度、級、区分」を調査用紙に記入することとしていました。しかし、障がいはあるものの手帳を有していない教職員が、手帳を有する教職員を対象とした調査との認識がないまま回答し、各所属からの報告を受けた県教育委員会は、「級」が未記入なものなどについて、その確認をせず、手帳を有する者として扱っていました。
また、対象は手帳を有する者と認識していたものの、所属長に障がいの状況を知ってもらい、業務上の配慮を求めたいとの思いで手帳を有しない者が回答したものについても、「級」が未記入なものなどを確認せず、手帳を有する者として扱っていました。(H29:31人、H30:31人)
- ・ 状況調査では、厚生労働省のガイドラインをもとに、教職員に「同意いただきたい事項」として、次年度以降も当該情報を利用する旨を記載し、過年度の情報を利用していましたが、手帳の返納や等級の変更があった場合に県教育委員会が報告を受けられる仕組みになっていなかったため、調査時点で既に手帳を返納していた者を計上していました。(H29:2人、H30:2人)
- ・ 過去の状況調査の情報を利用する場合は、前年度に退職したか否かを毎年度確認していましたが、確認不足とチェック漏れにより、退職者の一部を当該年度の対象者として計上していました。(H29:2人)
- ・ 状況調査の調査用紙では、「年齢、障がいの種別及び程度、級、区分」の記入例を記載していましたが、「障がいなし」として回答してきたものについて、集計の段階で記入例を教職員の報告と見誤り、計上していました。(H29:2人)
- ・ 障がい者を対象とした採用選考試験における採用時の情報を利用していましたが、手帳の返納や等級の変更を把握する仕組みになっていなかったため、調査時点で既に手帳を返納していた者を計上していました。(H29:1人、H30:1人)
- ・ 所属長から得た教職員の障がいの情報や給与の情報から、手帳を有していると思ひ込み計上していました。(H29:5人)

4 県教育委員会の責任について

障がい者雇用率に係る事務について、担当職員は、状況調査など県教育委員会として作成した方法により行っていましたが、その方法自体が障がい者を正確に把握することを担保したものにはなっていませんでした。

また、本年8月に、中央省庁や他の自治体で障がい者雇用率の誤りが明らかになったにもかかわらず、県教育委員会が誤りを確認したのがこの時期になってしまいました。

これらは、障がい者雇用を率先して進めるべき県教育委員会が、組織としてその重要性の認識を欠くとともに、危機管理意識も欠如していたと認識しています。特に、平成25年11月に三重労働局と本県で「障害者雇用率改善プラン」を策定し、全県挙げて障がい者雇用推進の取組をスタートさせて以降は、より一層率先して的確な取組が求められたところです。

このため、平成26年度以降の当該事務を所管する教職員課長、その管理監督を行う副教育長、担当次長に対して、「厳重注意」を行いました。

5 障がい者雇用に関する平成 28 年度以前の調査について

平成 28 年度以前についても、手帳を有していない者を計上した理由を把握し、その理由に応じた改善策を講じるため、現在、状況調査を開始した平成 19 年度から平成 28 年度における県教育委員会の障がい者雇用率の対象者として計上した教職員（既に退職した者を除く）について、平成 29、30 年度と同様の調査を行っているところです。調査結果は、21 日に公表することとしています。

6 今後の障がい者の把握方法の見直し

平成 29、30 年度の調査で判明した、手帳を有していない者を計上した理由を踏まえ、状況調査では、対象は手帳を有する者であること、手帳の内容に基づき記入することを端的にわかりやすく明記します。そのうえで、該当者から調査用紙の提出を受けた所属長は、本人の同意のもと手帳の提示を受け、手帳を直接確認して記載内容を確認する手続きを新たに設け、調査用紙にその旨を記載する欄を設けるなど、調査用紙の様式の見直しを行います。調査用紙に空欄がある場合や手帳以外から記載された事項などの不備がある場合は、県教育委員会が確実に確認することを徹底します。これらにより、手帳を有していない者を計上することがないようにします。

現在実施している平成 19 年度から平成 28 年度の調査で新たな理由が判明した場合は、その理由に応じた改善策を講じます。

また、過年度の情報利用による誤りを防ぐため、障がい者を対象とした採用選考試験における採用時の情報以外は、以前に把握した情報は使わないこととします。

7 今後の取組

今後の障がい者雇用の取組を進めるにあたり、三重労働局などの専門機関や民間企業の知見を得て多様な視点で検討し、障がい者が学校で勤務していただく環境を構築する必要があると認識しています。

そのため、障がい者雇用推進チームを 9 月下旬に設置し、平成 31 年 6 月の法定雇用率達成に向けた効果的な取組、障がいのある方の業務の担い方や支援方策など、学校における障がい者雇用の新たな業務モデルの構築、障がい者の職場定着のための方策について、検討します。

推進チームは、副教育長をリーダーとし、教職員担当次長、教職員課長、特別支援教育課長、障がい福祉課長、障がい者雇用推進監、校長代表、三重労働局、三重障害者職業センター、大学及び民間企業により構成し、学校や教育委員会だけの視点に留まらず、多様な視点で幅広く検討を行います。

年度内に改善策を取りまとめ、次年度以降の障がい者を対象とした採用選考試験や障がい者の職場定着に反映してまいります。

また、三重労働局等の協力を得ながら、県立校長会や市町教育長会議等において、障がい者雇用の意義、重要性等を説明してまいります。

... (faint text) ...

... (faint text) ...

... (faint text) ...

... (faint text) ...

(報告期限を設定・記入のうえ、教職員に配付してください)

「障がいのある教職員の状況調査」へのご協力をお願いします

- 障害者雇用促進法に基づき、教育委員会には障がいのある職員の雇用義務が課されており、毎年1回厚生労働大臣に報告を行う必要があります。
- ついては、毎年6月1日現在、障がいのある職員の雇用状況についての基礎資料を得るために調査を実施しております。

1 報告の対象となる職員

	常勤職員	非常勤職員
県立学校	全教職員（再任用フルタイム勤務職員を含む）	業務補助職員、宿日直業務嘱託員、寄宿舍舎監業務嘱託員、農場管理嘱託員、非常勤実習助手及び再任用短時間勤務職員
小中学校 義務教育学校	県費負担教職員全員（再任用フルタイム勤務職員を含む）	業務補助職員、再任用短時間勤務職員
教育委員会 事務局	全職員（充指導主事、人権教育専門員、研修員及び再任用フルタイム勤務職員を含む）	業務補助職員、非常勤嘱託員及び再任用短時間勤務職員

○非常勤職員については「1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれる職員」が該当します。

○期限付講師、臨時職員及び非常勤講師などは、この基準に当てはまらないため雇用率計算の対象外として取り扱います。

2 報告方法

- 次の「同意いただきたい事項」に同意いただける方は、「障がいに関する状況調べ（別紙2）」に署名のうえ、必要事項を記載し、任意の封書（親展文書）にて校長あて提出をお願いします。

〔同意いただきたい事項〕

- 1 校長へ提出する別紙2に記載の情報について、三重県教育委員会が障がい者雇用状況の報告の目的に用いること。
- 2 上記の利用目的のために、三重県教育委員会が次年度以降も情報を利用すること。
- 3 三重県教育委員会が上記の利用目的のために必要な範囲内で、障がい等級の変更（及び精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は、手帳の更新の有無等）等、情報の内容に変更がないかどうか確認する場合があること。
- 4 上記の利用目的のために、校長を通じて三重県教育委員会に情報を提供すること。

- 申告していただいた情報は集計・分析して個人を識別できない形態に加工し、次の目的で利用いたします。

- ▶ 厚生労働大臣に対する毎年度1回の障がい者雇用状況の報告
- ▶ その他、公的機関等による障がい者雇用状況の調査・照会に対する報告・回答

- この調査は申告を強制するものではありませんが、より正確な状況を把握したいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。なお、校長への回答が困難な場合は、直接、県教育委員会事務局教職員課県立学校人事班へご回答いただくことも可能です。
- 申告があったことを理由として、職場において不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

3 対象となる障がいの種別・程度（厚生労働省資料を一部抜粋）

名称	概要
身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者（7級に該当する障がい者が2つ以上重複する場合は6級とします。） ● 「重度身体障がい者」とは、1級又は2級に該当する者。 ※県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障がいを有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいについては、当分の間、指定医によるものに限る。）によるものも認められています。 ※県知事の定める医師についてご不明な点は、 <u>県教育委員会事務局教職員課県立学校人事班（059-224-2956）</u> へご相談ください。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所、三重県障害者相談支援センター（知的障害者更生相談所）、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者（「療育手帳」の交付を受けている者等）。 ● 「重度知的障がい者」とは、知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重いと判定された者（「療育手帳」の程度が「A」とされている者等）。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

4 報告期限

平成30年6月 日（ ）までに校長へ報告をお願いします。

(教職員から校長へ)

校長 あて

職 名
名 前

障がいに関する状況調べ

問1 1～2のいずれかを○で囲んでください。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 障がいあり (→ 問2へ) |
| (2) 障がいなし (又は回答しない) (→ 終わりです) |

問2 下表の①～⑤に必要事項を記入してください。

年齢 ①	新規 ②	障がいの種別及び程度 ③		区分 ④	備考 ⑤
			級		
45		聴覚障がい	6級	2-1	

➤ 以上で設問は終わりです。

【問2の記載要領】

- 6月1日現在、「身体障がい者」、「知的障がい者」及び「精神障がい者」である教職員の方で申告に同意いただける方は、記入をお願いします。
- 「年齢①」欄には、本年6月1日現在の満年齢を記入してください。
- 本年6月1日以前1年間に新規に採用された方は、②欄に○印を付けてください。
- 本年6月1日以前1年間に新たに障がいを有することとなった方は、②欄に△印を付けてください。
- 「障がいの種別及び程度③」欄には、身体障害者手帳に記載されている障がいの種類及び障がいの級別、療育手帳に記載されている障がいの程度（判定年月日が直近のもの）、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障がいの等級及び手帳の有効期限を記入してください。（障がいの種類及び障がいの級別が明確でない場合は、障がいの程度を具体的に記入してください。）
- 「区分④」欄には、「障がいの範囲（別紙3）」を記入してください。
（例）一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの⇒「1-ロ」
- 「重度身体障がい者（1級又は2級）」又は「重度知的障がい者（程度「A」）」である方は、「備考⑤」欄に○印を付けてください。
- 再任用職員の方又は非常勤嘱託員の方は、勤務時間数を「備考⑤」欄に記入してください
（例）2週で38時間45分、月16日・7時間45分/日 等）

障がいの範囲

障害者の雇用の促進等に関する法律 別表

障がいの範囲		区分
一	次に掲げる視覚障害で永続するもの	
	イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの	1-イ
	ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの	1-ロ
	ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの	1-ハ
	ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの	1-ニ
二	次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの	
	イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの	2-イ
	ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの	2-ロ
	ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの	2-ハ
ニ 平衡機能の著しい障害	2-ニ	
三	次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	
	イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	3-イ
ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの	3-ロ	
四	次に掲げる肢体不自由	
	イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの	4-イ
	ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの	4-ロ
	ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	4-ハ
	ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの	4-ニ
	ホ 両下肢のすべての指を欠くもの	4-ホ
	ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害	4-ヘ
五	心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの	5